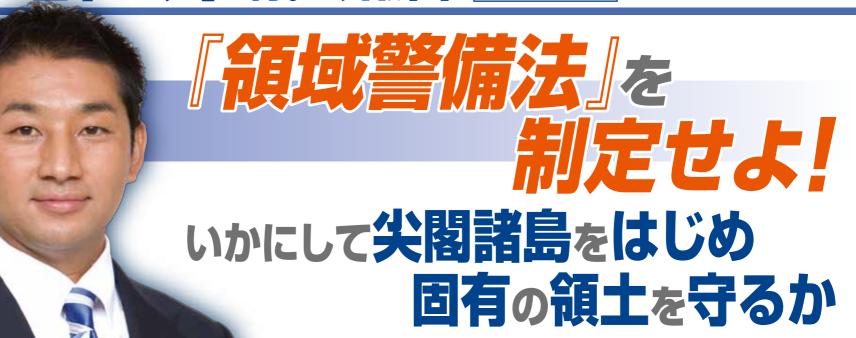
2012.9 市政レポート vol.38

川崎市議会議員 三宅隆介(市議会控室) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

上 緊急提言



三宅の視点・隆介の主張

現状のここがおかしい

主権防衛が主たる 任務であるはずの自衛隊に 領域警備の任務が課されていない。

想定される危機

大量のシナ民間人が尖閣に上陸。その保護を名目に人民解放軍が展開。

日米安保への誤解

日本が独自に守る姿勢を示さなければ米軍は絶対に日本を支援しない。

急がれる対応策

領域警備の任務と それに必要な武力行使の権限を 自衛隊に付与。 そのための法律を制定する。

領域警備の任務が 課されていない自衛隊

去る8月15日、我が国固有の領土である尖閣諸島・ 魚釣島に香港の活動家らが不法に上陸した。

これまでにも様々な機会を通じて述べてきたことであるが、不思議なことに我が国の主権(領土を含む)を守るべき自衛隊には領域警備の任務が課されていない。例のごとく、領海侵犯者に対して海上保安庁と警察が対応している。

また2年前には、尖閣諸島・久場島沖においてシナ (中国)の漁船が明白に領海を侵犯したにもかかわらず、それを取り締まる法律がないために「漁業法違反」 の取り締まりで対応した。これほど危うい国防はない。

「撃たれなければ撃てない」では 警告が警告にならない

不法に領海・領空に接近してくるものに対しては、 警告を発し、警告に従わないものには威嚇射撃をし、 威嚇射撃にも応じないものには、断固として武力行 使を行わなければならない。こうした行為は国際法に おいても認められている。しかし、現在の海上保安庁 では「撃たれなければ撃てない」という制約があるた めに、警告が警告にならない。

よって、速やかに『領域警備法』を制定し、主権防衛を主たる目的とする自衛隊及び海上保安庁に対して領域警備の任務と、それに必要な武力行使の権限を付与する必要がある。

実効支配を有する国に対して、それを有しない国が武力攻撃をして領土を奪取することは、第三者的

••••

にみて明らかに侵略である。そのような事態が発生したとき、日本は断固として戦わなければならない。もし日本自身が戦わなければ、例え日米安保があろうとも、米国も国連も絶対に動いてはくれない。米軍には自衛隊に先んじて日本の領土を守る責務はないからである。仮に日本とシナの紛争が戦争に発展し互いの基地を叩き合う事態となったとき、はじめて米軍は日本を支援することができる。その点、日本が断固として守る姿勢を示しつつ、沖縄・佐世保・横須賀等の米軍基地がある限り、シナが武力攻撃をしかけてくることは絶対にないとは言えないがまず考えにくい。

最も発生確率の高い危機とは

最も警戒しなければならない事態は、シナが大量の民間人を尖閣諸島に上陸させ、そこに生活圏を作ろうとすることだ。その上で、この民衆を保護するという名目で人民解放軍を出動させてくるに違いない。こうしたシナリオを想定した場合、現在のように「撃たれなければ撃てない」海上保安庁や自衛隊では全く対応できない。そのとき、尖閣諸島の実行支配は完全に逆転する。つまり日本は尖閣諸島の実行支配を名実ともに失うということだ。

必要な法律と予算を 措置することが議会の仕事

そのようなことにならない為にも、一刻も早く『領域警備法』を制定しなければならない。過日の川崎市議会定例会において、市議会は国に対して、領域警備に関する法整備を求める意見書を提出した。だが、「武力行使の権限付与」に言及していない点で極めて不十分である。なぜなら、自衛隊に対しても海上保安庁に対しても、武力行使の権限を付与しないままに領域警備の任務を課せば、「死地に行け」と言っているに等しいからだ。

どうしても「武力行使」という言葉を使いたくなければ、「領域警備のための武器使用」としてもよい。治安行動における「暴徒鎮圧のための武器使用」(自衛隊法第90条)と同じように。

残念ながら、国会では『領域警備法』制定の動きは全くない。国会とは、必要な法律と予算を成立させ、 実効性のある施策を具現化させるために存在しているはずだ。

地方議員といえども、国家あっての地方自治である以上、あらゆる努力を傾注し政府や国会に働きかけていきたい。



コアサ商事株式会社を経て、国会議員(元衆議院議員 松沢成文)秘書。 平成 15 年 4 月 川崎市議会議員 初当選。[現在 3 期目] 川崎市多摩区中野島在住。